

月刊 岩田会計 第27号

平成21年4月1日
税理士 岩田英人

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日より多くの企業では新年度を迎えることになり新たな強い気持ちと行動でこの不況を乗り切ろうと決意新たにされていることでしょう。

出会いもあれば別れもあります。

今月は歓送迎会も多いことと思います。

飲酒運転や飲み過ぎにはくれぐれも気をつけましょう。



【平成21年4月号】 長期使用製品安全点検・表示制度

4月1日より「長期使用製品安全点検・表示制度」という制度が実施されることとなりました。これは瞬間湯沸かし器等の劣化（経年劣化というらしいです。）等による事故を防ぐ目的があります。これまでも数社で瞬間湯沸かし器等の重大事故が発生していますね。また3月31日放送のニュース番組でも古い扇風機が火を噴いたりする映像が流れていました。どうしても長年使用した電気器具は故障だけでなくそのような影響を及ぼすものもあるようです。

ビルトイン式電気食器洗い機・浴室用電気乾燥機・石油風呂釜・石油給湯機・密閉燃焼式石油温風暖房機・屋内式ガス・瞬間湯沸かし器（都市ガスまたはLPガス）・屋内式ガス風呂釜（同）の7品目の点検対象製品がありますが、これらはいずれも10年以上使用すると事故の発生の恐れがあるとされており、4月1日以降製造される製品には「設計標準使用期間」を表示しなくてはならなくなりました。この制度の適用を受けて製品の購入者は所有者登録をすることとなり、メーカー等より表示の期限半年前に点検等を行う通知が送られることとなります。ただしこの点検費用は所有者負担となります。

重大な事故を防ぐための制度ですのでメーカー側でしっかり運用されることを期待すると同時に、所有者も製品の取り扱いには注意して事故のないように気をつけたいものです。

岩田会計事務所は経営理念策定・経営計画策定・経営計画遂行支援に力を入れて取り組んでおります。お気軽に声をかけてご相談ください。